刑事手続と隠語

警察が被疑者を逮捕すると四十八時間以内で身柄を拘束できる。更に身柄を拘束して捜査をしたいときは、警察はこの間に身柄を検察庁に送り、検察官は身柄を受けとった時から二十四時間以内に裁判官に勾留を求める。裁判官は被疑者に質問し、捜査書類を見て身柄拘束の必要があれば十日以内で勾留決定をする。この勾留は、必要があれば十日以内で延長できる。この最大限二十三日間以内の捜査で起訴できない限り身柄は釈放される。そして、起訴された場合裁判所の決める保証金額を積んで、判決が言渡されるまで身柄を釈放して貰うのが保釈制度である。但し、容易に保釈して貰えないのが現状である。

ところで、弁護士を二十数年もやっていると、シャバ(娑婆)と塀の中を 行ったり来たりしている人と知り合いになる。

彼らの中には、猛暑の中を「寒い寒い」と言って落着かない人や、「先生、 私寒いですか」などと聞いてくる人がいる。世間から見れば何と訳のわから ない世界であろうと思われるかも知れないが、彼らにとっては一大事である。 即ち、「寒い」とは「切符」(逮捕状)が出ていて捕まりそうだということで ある。

保釈されている被告人の中には、判決を迎えるに当って「先生、吸い込まれますか」と聞いてくる人がいる。私は「地方裁判所では吸い込まれるが、高等裁判所では大丈夫だ」と答える。即ち、保釈された被告人に実刑が言渡されると、それが地方裁判所の場合は検察事務官が法廷に待機していて即座に身柄を拘束されて拘置所に送られるが、高等裁判所の場合は後日出頭を求める書類が送られてきてから出頭すればよいのである。

いずれもよく感じが出ていて、言い得て妙ではある。

【平成15年8月4日 静岡新聞 夕刊 掲載】